

# 賛助会員入会のご案内



一般財団法人

ヒートポンプ・蓄熱センター

## 賛助会員入会のご案内

当センターは、ヒートポンプ・蓄熱システムに関する技術の研究開発、試験研究、普及啓発等を通じて、我が国産業の発展及び国民生活の向上並びに国際経済社会の進展に貢献するために設立された団体です。

ヒートポンプ・蓄熱システムは、電気の需要の最適化に資するとともに、環境保全性、省エネルギー性、災害時の利活用など多くの優位性が認められており、地球温暖化防止の重要な技術として、IEAをはじめ、アジア各国からも積極的な普及拡大が望まれております。

当センターは、ヒートポンプ・蓄熱システムに関する広報・普及啓発活動、セミナー・シンポジウム、技術支援・技術開発など各種の事業を展開するほか、国際活動にも活発に取り組んでおり、「ヒートポンプ」と「蓄熱」に関する我が国唯一のナショナルセンターとして活動しています。

このような当センターの活動にご賛同いただける法人企業・個人事業主の皆さまの入会を募集しております。

### <主な事業内容>

#### ◇広報・普及啓発活動

- 普及啓発ツールの制作、イベント出展
- ヒートポンプ・蓄熱月間キャンペーンの展開
- ホームページによる情報発信
- 最新の事例紹介
- 優秀機器・システムの表彰

#### ◇セミナー・シンポジウム

- ヒートポンプ・蓄熱シンポジウム
- 電気需要最適化・省エネルギー社会実現セミナー
- 施設見学会
- 技術者向けセミナー、シンポジウム

#### ◇技術支援・技術開発等

- 蓄熱技術研修会
- 運転管理マニュアル等の作成・整備
- 蓄熱設計者懇話会
- 業務用ヒートポンプ給湯システム設計研修会

#### ◇国際活動

- 国際機関との連携
- 「アジア・ヒートポンプ・蓄熱技術ネットワーク」におけるアジア各国との連携
- 「日中韓蓄熱ネットワーク」における技術情報の共有

#### ◇国際共同研究

- 「IEAヒートポンプ技術協カプログラム」に基づく国際共同研究
- 「IEAエネルギー貯蔵技術協カプログラム」に基づく国際共同研究

#### ◇ヒートポンプ・蓄熱システム関連テーマ研究会

- 高密度・躯体蓄熱研究会
- ヒートポンプ応用研究会
- エンジンヒートポンプ研究会
- 低温排熱利用機器調査研究会
- 次世代冷媒ヒートポンプ研究会
- 地下熱利用とヒートポンプシステム研究会

## 賛助会員の特典

### 1. 各種情報の優先入手

- 賛助会員様専用ホームページ  
当センターの刊行物（非売品を含む）・セミナー等の講演資料・機関誌等  
をご覧ください。
- メールマガジン  
各種セミナー・研修会・シンポジウムの案内、関係団体主催イベント等の情報  
をタイムリーにお届けします。
- 当センター刊行物  
当センターが販売している技術マニュアル・蓄熱マニュアル・その他の刊行物  
を優遇価格で購入いただけます。
- 展示品の貸出  
当センターの展示品を優遇価格で貸出しします。

### 2. 技術研究事業への参加会費の優遇

- 研修会  
各種研修会への参加会費を優遇します。
- 研究会  
各種研究会への参加会費を優遇します。

### 3. 国際共同研究への参加会費の優遇

- IEA ヒートポンプ・蓄熱の国内分科会活動  
参加会費を優遇します。

### 4. その他

- 当センター主催行事での講演・出展等の優遇  
当センターが主催するセミナーやシンポジウムにおいて優先的に講演・出展が  
できます。
- 会員企業主催行事での優遇  
企業内の催しへの講師紹介、及び当センターがこれまで紹介したヒートポン  
プ・蓄熱システム導入施設への見学を斡旋します。
- 会員企業への講師派遣  
ご要望に応じ会員企業へ優遇価格で講師派遣を行います。

## 入会の方法

### ○ お申し込み方法

当センターのホームページ「賛助会員入会案内」ページから入会申込書をダウンロードし、必要事項をご記入いただき、以下の申込先にご送付ください。

<https://www.hptcj.or.jp/organization/admission/>

なお、法人のご入会については、日本法人に限らせていただきます。

### <申込先>

一般財団法人ヒートポンプ・蓄熱センター（総務部）

### ○ 賛助会費

1 事業年度※につき	法人企業	1 □	200,000円
	小規模企業者	1 □	30,000円
	個人事業主	1 □	20,000円

※4月1日から翌年3月末日まで

- 〔注〕
1. 賛助会費は、事業年度開始後6ヶ月を過ぎてご入会の場合は、所定金額の半額とします。
  2. 会費のご請求は毎年4月に行うこととし、6月迄に納入をお願いいたします。
  3. 各事業年度末の一か月前までに、退会届を提出の上、退会のお申し出がない限り、毎年自動的に更新されます。
  4. 事業年度中に退会する場合は、退会届を提出していただきますが、既納の賛助会費については、お返しできませんのでご了承下さい。
  5. 小規模企業者は中小企業基本法の定義に基づきます。